|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表（第４条、第５条、第６条関係） | | | |  | |  |  |  | | | | | |  |
|  | 事業 区分 | 補助 対象者 | | | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |  | 申請1回当たりの補助金の上限額 | | | | | 一の補助対象者当たりの交付申請年度数の上限 | 備考 |
|  | 国内での展示会等出展／オンライン展示会出展 | | | 国外での展示会等出展 | |
| 申請年度数 | 同一年度内に１回の出展 | 同一年度内に２回以上の出展 | |
| （４～６年度目は、小規模企業者のみ補助する） | （４～６年度目は、小規模企業者のみ補助する） | |
|  | 展示会等出展 | (1) 越前市内に住所を有する中小企業者又は小規模企業者  (2) 伝統産業に携わる中小企業団体又は伝統産業に携わる事業者３者以上で構成する団体 | | | (1) 福井県外で開催され、かつ、１回の出展につき小間料又は出展料と展示装飾に要する経費との合計額が２０万円以上（補助対象者が小規模企業者のときは１０万円以上）となる展示会等への出展  （ただし、即売会、物産展等販売を主目的とするものを除く。）  (2) １回の出展につき出展料と機器レンタル等に要する経費との合計額が５万円以上となるオンライン展示会（インターネット上で開催される展示会をいう。以下同じ。）への出展 | (1) 展示会等の小間料又は出展料の経費 (2) 展示会等の展示装飾に要する経費  (3) 展示会等の会場配布用パンフレット等作成費  (4) 展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費  (5) 展示会等での通訳に要する経費  (6) 展示会等出展に係る展示物・展示什器等の送料（国外で開催される展示会等に限る。）  (7) 展示会等出展に係る旅費及び宿泊費（小規模企業者による出展又は越前市PR応援商品に登録された商品を出展する場合に限り、１往復１名分とする。）  (8) 機器レンタル等に要する費用（オンライン展示会に出展するときに限る。） | 1/2 | 申請1年度目 | ２０万円 | ３０万円 | | ３０万円 | | ６年度  （ただし、年度内の申請は１回まで） | 同一年度内に2回以上の出展をする場合は、まとめて申請を行うこと。 |
| 申請2年度目 | ３０万円 | ４０万円 | | ４０万円 | |
|  | 申請3年度目 | ４０万円 | ５０万円 | | ５０万円 | |
| 申請4年度目 | ４０万円 | ４０万円 | | ５０万円 | |
| 申請5年度目 | ４０万円 | ４０万円 | | ５０万円 | |
| 申請6年度目 | ４０万円 | ４０万円 | | ５０万円 | |
|  | 女性創業者  チャレンジ出展 | 女性創業者又は女性創業者３名以上を含むグループ | | | 1回の出展につき小間料又は出展料と展示装飾に要する経費との合計が５，０００円以上（グループでの出展の場合1万円以上）要する展示会等への出展 | (1)　展示会等の小間料又は出展料の経費  (2)　展示会等の展示装飾に要する経費  (3)　展示会等の会場配布用パンフレット等作成費  (4)　展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費 | 2/3 |  | ３万円  （グループでの申請の場合　５万円） | | | | | ６年度  （ただし、年度内の申請は２回まで） | 同一年度内に2回の出展する場合は、一の事業ごとに申請を行うこと。 |
|  | 備考 | |  | |  |  |  |  | | |  | |
|  | （越前市PR応援商品に登録された商品を展示会等に出展する際の加算措置について） | | | | 市が管理する越前市PR応援商品に登録された商品を展示会等に出展する場合、補助金額に５万円を加算する。 | | | | | | | | | | |
|  | （補助対象経費について） | | | | 補助対象事業の着手日及び完了日は、展示会等の開始日及び終了日とし、その事業の実施に係る対象経費を補助金算出の積算根拠とする。また、表の規定にかかわらず、国、福井県  及びその他の機関等から表に規定する経費について補助を受ける場合は、規定する経費から当該補助を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とする。 | | | | | | | | | | |
|  | （補助金額の算出について） | | | | 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。 | | | | | | | | | | |
|  | （展示会等出展に係る補助金の交付申請について） | | | | 一の補助対象者からの補助金の交付申請は、１会計年度において１回限りとする。 | | | | | | | | | | |
|  | （女性創業者チャレンジ出展に係る補助金の交付申請について） | | | | 一の補助対象者からの補助金の交付申請は、一の事業ごとに申請を行うものとし、１会計年度において２回までとする。また、グループを構成する者は、１会計年度において２回まで申請に  関与することができる。ただし、展示会等出展に関する申請はこれに含まない。 | | | | | | | | | | |